

京都市告示第107号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和2年5月12日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
有限会社 レトイチ	障害児相談支援事業	福祉処さくら 2674000076	京都市西京区嵐山 茶尻町24番地2	令和2年 4月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)